

令和3年度 出張年金相談の会場変更について

11月より出張年金相談の会場が黒木公民館から
役場新庁舎に変更となります。また、1月の相談開始時間も併せて変更となります。

相談を希望される方は、相談日の前日までに、
松江年金事務所（0852-23-9540）へ
ご予約をお願いします。



会場は役場新庁舎です！



会場：役場新庁舎 会議室 1（1階）

相談日	11月	1月	3月
	24日（水）	19日（水）	23日（水）
相談開始時間	13:00 ～ 15:30	14:10 ～ 16:10	13:00 ～ 15:30

※年金相談は事前に予約があった方のみ対象となります。予約なしで来場された場合は、相談をお受けできない場合があります。

※予約時間を10分以上経過してもご来場がない場合は、他のお客様の相談を行う場合があります。

※当日のフェリーが欠航した場合、中止になる場合があります。

相談予約・お問い合わせ先：松江年金事務所（電話：0852 - 23 - 9540）



11月12日～18日は

女性の人権ホットライン強化週間です



松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための取り組みの一つとして、11月12日から18日までの一週間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、下記のとおり受付時間を通常より延長して電話相談をお受けします。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見などでお困りの方、周りでそういったことを見聞きしたという方は、一人で悩まずに「女性の人権ホットライン」にお電話ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守しますので安心してご相談ください

1. 強化週間実施日時 （1）期間：令和3年11月12日（金）から18日（木）まで
（2）時間：午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

2. 電話番号 0570-070-810

3. 相談員 法務局職員又は人権擁護委員

4. 主催者 松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会

5. その他 事前のお問い合わせは、松江地方法務局人権擁護課まで
電話：0852-32-4260

女性の人権ホットライン
ゼロナゲゼロのホットライン
0570-070-810

「しまね防災メール」をご活用ください！

現在、西ノ島町では台風や大雨など防災情報は、防災行政無線や西ノ島チャンネルで情報提供をしています。また、町が避難施設を開設した時や閉鎖した時は島根県に報告しており、こうした情報をもとに県は県内各市町村の状況を防災メールとして提供しています。スマートフォンに限らず、どの携帯電話でも受信が可能ですので、ぜひご活用ください。

無料でご利用いただけますが、通信に要する費用（パケット料）は、ご利用される方の負担となります。

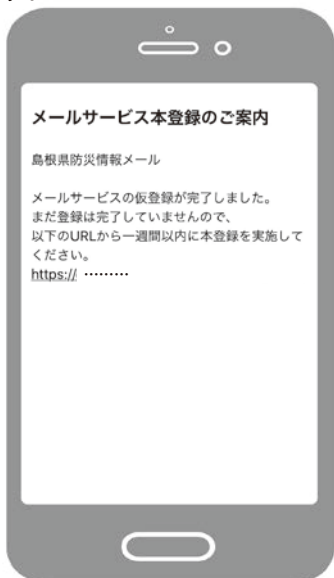
「しまね防災メール」は、地震・津波情報、気象注意報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、国民保護情報など、防災情報や緊急のお知らせを、お手持ちの携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスです。

登録方法

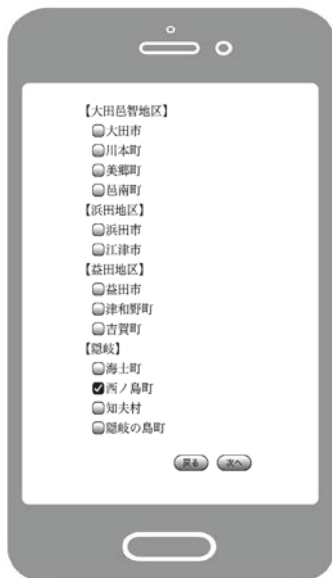
右の QR コードを読み込み、またはメールアドレス (register@bousai-shimane.jp) 宛に空メールを送信すると登録用メールが届きます。



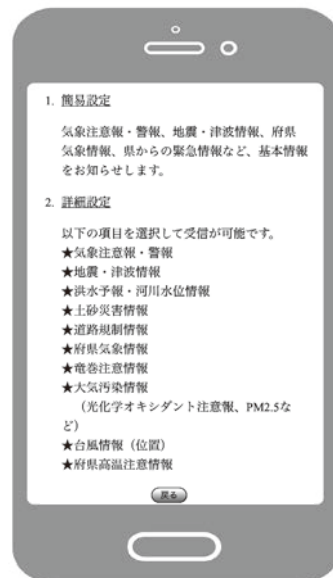
- ① メールに記載されているリンク先から利用規約・免責事項を確認して登録画面に進みます。



- ② 情報を受け取りたい地域を選択します。



- ③ 「簡易設定」「詳細設定」どちらかを選びます。



- ④ 登録が完了しました。



設定変更は配信された島根県防災メール内の URL をクリックし、専用サイトから操作を行ってください。

※メールアドレスの変更機能はありませんので、解除後、新規登録をお願いします。



▶簡易設定

気象注意報・警報、地震・津波情報、県からの緊急情報など基本情報をお知らせします。

▶詳細設定

基本情報に加え、洪水予報、土砂災害警戒情報、大気汚染情報など詳細な項目を選択して受信が可能です。

しまね防災メールに関するお問い合わせ先

島根県防災部防災危機管理課

T E L : 0852 - 22 - 5111 (県庁代表)